

5 日本農業経営学会編集委員会規程

第1条 会則第20条の規程に従い、機関誌農業経営研究を発行するため編集委員会及び常任編集委員会を設け、また、この規程を定める。

第2条 会長は理事会の議を経て、常任理事の中から編集委員長及び編集担当を、また会員の中から編集委員若干名を選び、それぞれを委嘱し、総会に報告する。編集委員長は副会長の一人がこれに当たる。

第3条 編集委員は20名以内とする。編集委員長は常任理事会の議を経て編集委員の中から10名以内の常任編集委員を指名する。

第4条 常任編集委員会が必要と認める場合は、常任編集委員の中から1名の編集委員長代理を選出する。編集委員長代理は編集委員長に代わり、その任に当たる。

第5条 編集委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。常任編集委員は、原則として毎年半数交替とする。

第6条 編集委員会は原則として年1回総会を開催し編集方針、編集計画等を審議決定する。

第7条 編集委員は投稿原稿の審査及び、幹旋など、学会誌発行に必要な業務を分担する。

第8条 常任編集委員会は必要に応じ随時開催し投稿原稿の受理の決定、その他学会誌編集を円滑に行うための事項を処理する。

第9条 学会誌の編集規程については別に定める。

第10条 本規程の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和58年10月22日から施行する。
2. 規程の一部を昭和63年10月05日から改正する。
3. 規程の一部を平成07年10月06日から改正する。
4. 規程の一部を平成11年10月23日から改正する。
5. 規程の一部を平成16年07月15日から改正する。
6. 規程の一部を平成20年09月10日から改正する。
7. 規程の一部を平成25年09月21日から改正する。
8. 規程の一部を平成27年09月11日から改正する。
9. 規程の一部を令和03年03月21日から改正する。
10. 規程の一部を令和03年09月11日から改正する。